保護者各位　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和2年5月吉日

**授 業 料 減 免 制 度 に つ い て**

 白 鷗 大 学 足 利 高 等 学 校

（本校舎事務室0284-41-0890）

本校には、下記のとおり、諸般の事情で授業料納入が困難な生徒に対する「授業料減免制度」があります。授業料減免の対象金額は、就学支援金控除後の実納付授業料となります。そのため、就学支援金控除後の実納付授業料が0円の場合には本制度の対象となりません。

記

１．授業料減免の対象者

　　次の事由に該当する性行良好な生徒(注)

　　（１）生活保護法第6条に規定する被保護者の世帯に属するとき

　　（２）保護者等が死亡、心身障害、長期の傷病により授業料の納入が困難となったとき

　　（３）保護者等が火災、風水害その他の災害にかかり著しい損害を受け授業料の納入が困難となったとき

　　（４）生活状況が生活保護法第6条に規定する保護世帯に準ずる状況にあるとき

　　（注）停学処分等を受けた場合、出席状況等を含め性行良好と判断されなくなった場合には、取り消す場合があります。

（補足）上記(2)～(4)は、世帯当たり1ヶ月収入が下表1の基準額以下に該当した場合を指します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ≪表1≫ | 基準額 | 154,000円 | 215,000円 | 252,000円 | 273,000円 | 273,000円＋55,000×(世帯人数－5)円　 |
|  | (住宅費有の場合） | (192,000円) | (253,000円) | (290,000円) | (311,000円) | (311,000円＋55,000×(世帯人数－5)円)　 |

※住宅費有の場合とは、借家等の家賃を支払っている場合のことです。住宅ローンは含みません。

２．授業料減免の額

　　就学支援金控除後の実納付授業料を対象として減免します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ≪表2≫ | 就学支援金支給区分 | 月額授業料(a)(控除前授業料) | 就学支援金支給額(b) | **実納付授業料(a-ｂ)****(控除後授業料)** | **授業料減免額** |
|  | 非該当 | 31,500円 | 0円　 | **31,500円** | **31,500円** |
|  | 基本（加算なし） | 31,500円 | 9,900円　 | **21,600円** | **21,600円** |
|  | 加算あり | 31,500円 | 31,500円　 | **0円** | **0円** |

※実納付授業料が0円の場合には、減免制度の対象とはなりません。なお特待区分によっては、表2の金額と

異なる場合もありますので、各自の金額は「学納金納入告知書」で確認してください。

３．申請手続き

　　上記１の対象者に該当し、授業料減免を希望する場合には、担任または本校舎事務室(上記電話番号)にお申し

出ください。手続きには、学校所定の申請書のほか、世帯全員の収入を証明する書類が必要となります。

なお、申請書類を学校が受理した翌月から適用となります。該当するに至った場合には、すぐにお申し出くだ

さい。（7月20日までにお申し出があった場合には、4月から遡及適用される場合もあります。）

以上